

- 現行著作権法上の「原作のまま」
 - 問題となる局面
 - ◇ 著作権・電子著作権(80条)
 - (1) 著作権者 VS 出版権者 (例: 出版権者以外の出版社からの出版)
 - (2) 出版権者 VS 侵害者 (例: 漫画のスキャン・アップロード)
 - ◇ 非親告罪化の範囲(123条2項・3項): 検察官 VS 侵害者
 - 「原作のまま」の解釈
 - ◇ 翻訳・脚色・変形・翻案(27条)がされた場合はこれに該当しないことは一致
 - ◇ 出版権が設定された作品の「一部」のデッドコピー: 議論あり。
- ただし「全部」でなければおよそ「原作のまま」といえないとの理解は一般的とはいえない。
- 解釈論上の焦点は「一部」をどこまでまとまりのあるものであることを要求するか。
(例: 300頁のマンガに設定された出版権は、150頁のデッドコピーの海賊版にも権利行使ができると解すべきだが、出版権者がマンガ中のキャラクターの絵をコピーした色紙を作ることを許容するものではない)

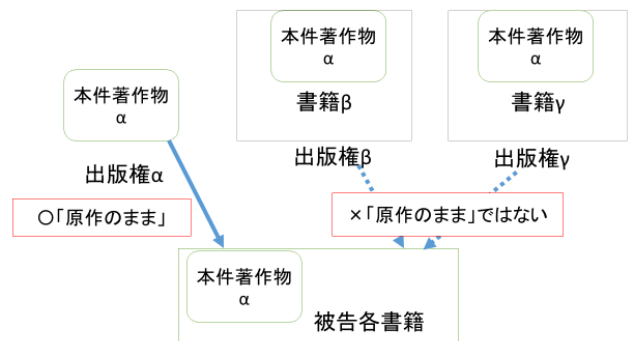
● 国会における従来の政府による説明(参考資料参照)

⇒作品の一部の利用でも「原作のまま」に該当しうるとの理解。

特に、マンガをスキャンして台詞のみ翻訳版に入れ替えて配信する行為につき、マンガの絵の部分については「原作のまま」利用しているとの説明。

[裁判例(出版権侵害関連)]

- 作品の一部のデッドコピーによる利用が出版権の侵害に当たらないことを明言した裁判例は見当たらない。
 - 具体的な判断内容から、そのような趣旨と解しうる裁判例(知財高判平成30年10月9日平成29(ネ)10101)が1件のみ存在する。
 - ◇ しかし同事件では、当該一部分の初出となる著作物(右図でいえば「本件著作物α」)につき、別個出版権設定されていた事案であることに留意する必要がある。
- 裁判例の基本的な状況は、若干の修正を伴う作品の「一部」の利用も「原作のまま」に該当しうることを前提としつつ、それが具体的にどこまでかについては十分議論されていないのが現状。
 - 「原作のまま」に該当しないことを理由に出版権侵害が否定された事例として、上記判決の他、[1]翻案に係る事案¹と、「2」誤字等の修正を除いて著作物の内容を変更するものは「原作のまま」に当たらないとする大阪地判平成19年6月12日平成17(ワ)153〔ハイブリッド用紙〕がある。
 - 作品の一部の利用かつ非デッドコピーの事案につき出版権侵害が肯定された事案も複数存在²。



¹ 東京地決平成13年12月19日平成13(ヨ)22103〔チーズはどこへ消えた〕、東京地判平成25年8月30日平成24(ワ)21637・知財高判平成26年5月21日平成25(ネ)10082〔環境影響評価書〕。

² ただし東京地判平成10年10月17日平成6年(ワ)9490〔のびのび更年期〕以外の裁判例(東京地判昭和57年

参考資料：国会での政府による説明
平成 26 年 4 月 4 日衆議院文部科学委員会

○河村政府参考人 漫画作品でせりふ部分だけを外国語に入れかえてネット配信する行為は、電子出版についての出版権の侵害になり得ると解しております。電子出版についての出版権を設定すれば、出版者みずから海賊版に対応することが可能となると考えております。絵の部分については包含ということがなされておられませんので、少なくとも、その部分を捉えて出版権侵害が成立するものと考えております。

平成 28 年 10 月 19 日衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会

○丸山委員 (略) 具体的な事例を挙げて、それが果たして、今回の非親告罪に改正された場合当たるのかどうかというのを具体的に五つぐらいまずお伺いしたいと思います。

一つ目は、いわゆる漫画がローカライズされる、翻訳されてそれが市場に出回っている、そういったものが果たしてでは非親告罪に当たるのかどうか。

二つ目が、よく動画サイトを最近見ていると、アニメに対して海外の字幕を当てたり、または声を海外の言葉で当てて、恐らく許可をとっていないだろうと思われるような形で動画サイトにアップされているものがあります。こうしたものがこれに当たるのかどうか。

そして三つ目は、これはいわゆる総統閣下の動画というところ恐らく若い方はわかるんですけども、少し前にはやっているような、いわゆるパロディーでMAD動画というものをつくって、もとの原作をそのまま使うわけじゃないんですけども、うまく切り張りして、音声とかが残ったりしているようなMAD動画はどうか。

四つ目。いわゆる歌ってみた動画とあって、もともとある、原作のある歌を投稿主が歌う、そんな動画が上がっていますね。それについてどうか。そして逆に、踊ってみた動画というものもありまして、いわゆる既存のある音楽に乗せて踊った画像が上げられている。AKBのフォーチュンクッキーなんというのは有名だと思いますけれども。

そうしたものの、今五つ挙げましたけれども、今回、原作のままという要件が第二条件にあって、大臣もおっしゃいましたけれども、そして、何よりこの非親告罪に当たるのかどうか。非常に大事な観点だと思うんですけども、今の五つの点、お答えいただけますか。

○中岡政府参考人 お答えいたします。

今回の改正案では、著作権等侵害罪につきまして、対価を得る目的または権利者の利益を害する目的があること、有償著作物等について原作のまま譲渡、公衆送信、または複製を行うものであること、有償著作物等の提供、提示により得ることが見込まれる権利者の利益が不当に害されることとなる場合であることの要件の全てに該当する場合に限り非親告罪とすることとしてございます。

先ほど御指摘の原作のままということは、原作の著作物等をそのまま再現することを意味してございまして、委員御指摘の例におきまして、漫画の絵の部分やアニメ、動画の映像部分、あるいは歌の楽曲部分をそのままコピーした場合には、当該部分については原作のままという要件を満たす可能性があると考えられます。

3月8日昭和51(ワ)8466〔将門記訓読文〕、東京地判平成6年4月25日平成4年(ワ)17510〔日本の城と文学と〕、名古屋地判昭和62年3月18日昭和58(ワ)2939〔用字苑〕、東京地判平成18年8月30日平成18(ワ)5752〔ビジネス書〕では、判決文中で「原作のまま」の文言に言及されていない。

これらの行為につきまして、原作のままという要件以外の要件を勘案いたしますと、委員御指摘の漫画のせりふ部分のみを翻訳した場合、二つ目に挙げられました、アニメに声を当てたり字幕を付した、いわゆる海賊版の場合につきましては、これらにより正規品の販売等と競合する場合には、権利者の得ることが見込まれる利益を不当に害する場合に当たることとなると考えられます。この場合に、対価を得る目的、または権利者の利益を害する目的がございましたら、これらの著作権等侵害行為につきましては、非親告罪と判断されることとなると考えております。

一方、委員御指摘の、三番目にお挙げになりましたいわゆるMAD動画のように、映像を素材にしてコミカルな改変を加えてみた動画や、いわゆる歌ってみたと言われるカラオケ楽曲をみずから歌唱した動画、最後に触れられましたいわゆる踊ってみたと言われる既存の楽曲をBGMにダンスをみずから踊った動画をインターネットで送信する行為につきましては、一般的には、正規品の販売等と競合するものではなく、権利者の得ることが見込まれる利益を不当に害する場合には当たらないと判断される可能性が高いものと考えられます。このような場合には非親告罪とはならないと考えております。

平成 28 年 11 月 21 日参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会

○浅田均君（略）しかし、コミック一話分や漫画全部をコピーしなくとも、例えばミッキーマウスや、古いですが、ポパイの絵を一枚書いただけでも著作権侵害になっております。

原作のまま提供しなくとも、原作を含む二次創作を、この条文、申し上げました百二十三条で完全にクリアできているのか、お尋ねいたします。

○国務大臣（松野博一君）非親告罪となる要件に関しては、委員から御指摘をいただきました三要件全てに該当をするということですが、原作のままとは、原作の著作物等をそのまま再現をするということを意味をしております。

委員御指摘の例において、原作の絵をそのまま利用する部分については、原作のままという要件を満たす可能性があると考えられます。しかしながら、一般的には、二次創作活動は市場において著作物の正規品の販売と競合するものではないということであり、権利者の得ることが見込まれる利益を不当に害する場合には当たらないと考えられることから、非親告罪には当たらないと考えております。」

○浅田均君 大臣、もう一回、原作のまま提供しなくても、原作の一部を含む二次創作に対してこの条文で完全にクリアできているのかとお尋ねしたんです。

○国務大臣（松野博一君）全体の中で一部が原作のままということであれば、その部分に対して、これは原作の絵をそのまま利用する部分についてはその要件を満たす可能性があるのでありますが、これは全体として、作品として一般的に二次創作活動、市場において著作物の正規品と、販売と競合するというものではないので権利者の得ることが見込まれる利益を不当に害する場合には当たらないと、これは先ほど述べたとおりの判断から非親告罪には当たらないのではないかと考えております。

○政府参考人（中岡司君）基本的な今のお話は、原作のままではないということとか、あるいは、要すれば、本来の著作物の市場における流通の価値、そういったものを侵害しないという三つ目の要件がございましたけれども、そういったものに基本的には引っかかってこないということですが、非親告罪にはならないという

ことごとございます。